



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 教育委員会規則

*21 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 1
*22 市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 1
*23 教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 3
*24 市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 3
*25 市町村立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則 7
*26 へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則 9

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第21号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

和歌山県教育委員会教育長 今 西 宏 行

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(宿日直手当)</p> <p>第10条 宿日直手当の額は、宿日直勤務1回につき、<u>4,700円</u>とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき<u>2,350円</u>とする。</p> <p>2 条例第19条第2項に規定する管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務については、その勤務1回につき<u>6,400円</u>とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき<u>3,200円</u>とする。</p> <p>3～6 略</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第10条 宿日直手当の額は、宿日直勤務1回につき、<u>4,400円</u>とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき<u>2,200円</u>とする。</p> <p>2 条例第19条第2項に規定する管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務については、その勤務1回につき<u>6,100円</u>とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき<u>3,050円</u>とする。</p> <p>3～6 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市町村立学校職員の給与に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

和歌山県教育委員会規則第22号

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

和歌山県教育委員会教育長 今 西 宏 行

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>第2条及び第3条 削除</u>	<p><u>(準単級手当)</u> <u>第2条 多級小学校(義務教育学校の前期課程(児童を2学級以上に編成するものに限る。)を含む。)の3以上の学年をもって編制する学級を担任する職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条に定める特別支援学級を担当する職員を除く。)に支給する準単級手当の額は、日額350円とする。</u></p> <p><u>(複式手当)</u> <u>第3条 小学校、中学校又は義務教育学校の2の学年で編制されている学級を担当する職員で、次の各号に掲げる者以外の者が当該学級における授業又は指導に従事する場合に支給する複式手当の額は、日額290円とする。</u> <u>(1) 2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者</u> <u>(2) 2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数が1週間につき12時間に満たない者</u> <u>2 条例第12条の2の規定による給料の調整額を受ける職員及び同条例第17条の2の規定による管理職手当を受ける職員には、前項に定める複式手当を支給しない。</u></p>
<p><u>(分校主任手当)</u> <u>第4条 条例第18条第1項第2号に定める分校主任手当の額は、日額300円とする。</u> <u>2 略</u></p> <p><u>(教員特殊業務手当)</u> <u>第6条 条例第18条第1項第3号に定める教員特殊業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> <u>(1) 条例第18条第1項第3号のアの(1)の業務</u> <u>業務に従事した日1日につき8,000円(被害が特に甚大な非常災害の際に、学校の管理下において行われる、学校の施設等に避難している児童生徒等の救援業務に従事した場合にあっては、16,000円)</u> <u>(2) 条例第18条第1項第3号のアの(2)及び(3)の業務</u> <u>業務に従事した日1日につき8,000円</u> <u>(3) 条例第18条第1項第3号のイ及びウの業務</u> <u>(泊を伴うものに限る。) 業務に従事した日1日につき5,100円</u> <u>(4) 条例第18条第1項第3号のウの業務(泊を伴うものを除く。) 業務に従事した日1日につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> <u>ア・イ 略</u> <u>(5) 条例第18条第1項第3号のエの業務</u> <u>業務に従事した日1日につき2,700円</u> <u>(6) 条例第18条第1項第3号のオの業務</u> <u>業務に従事した日1日につき900円</u> <u>2 条例第18条第1項第3号のエの教育委員会規則で定める日は、執務時間が午前9時から午後1時までと定められている日及びこれに相当する日とする。</u></p>	<p><u>(分校主任手当)</u> <u>第4条 条例第18条第1項第4号に定める分校主任手当の額は、日額300円とする。</u> <u>2 略</u></p> <p><u>(教員特殊業務手当)</u> <u>第6条 条例第18条第1項第5号に定める教員特殊業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> <u>(1) 条例第18条第1項第5号のアの(1)の業務</u> <u>業務に従事した日1日につき8,000円(被害が特に甚大な非常災害の際に、学校の管理下において行われる、学校の施設等に避難している児童生徒等の救援業務に従事した場合にあっては、16,000円)</u> <u>(2) 条例第18条第1項第5号のアの(2)及び(3)の業務</u> <u>業務に従事した日1日につき7,500円</u> <u>(3) 条例第18条第1項第5号のイ及びウの業務</u> <u>(泊を伴うものに限る。) 業務に従事した日1日につき5,100円</u> <u>(4) 条例第18条第1項第5号のウの業務(泊を伴うものを除く。) 業務に従事した日1日につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> <u>ア・イ 略</u> <u>(5) 条例第18条第1項第5号のエの業務</u> <u>業務に従事した日1日につき2,700円</u> <u>(6) 条例第18条第1項第5号のオの業務</u> <u>業務に従事した日1日につき900円</u> <u>2 条例第18条第1項第5号のエの教育委員会規則で定める日は、執務時間が午前9時から午後1時までと定められている日及びこれに相当する日とする。</u></p>

(教育業務連絡指導手当) 第7条 条例第18条第1項第4号に規定する教育業務連絡指導手当を受ける職員は、別表に定める主任等とする。 2 略	(教育業務連絡指導手当) 第7条 条例第18条第1項第6号に規定する教育業務連絡指導手当を受ける職員は、別表に定める主任等とする。 2 略
---	---

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第23号

教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

和歌山県教育委員会教育長 今 西 宏 行

教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(教員特殊業務手当) 第5条 条例第16条第1項第3号に定める教員特殊業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 条例第16条第1項第3号のアの(1)及び(2)の業務 業務に従事した日1日につき <u>8,000円</u> (3)～(6) 略 2 略	(教員特殊業務手当) 第5条 条例第16条第1項第3号に定める教員特殊業務手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 略 (2) 条例第16条第1項第3号のアの(1)及び(2)の業務 業務に従事した日1日につき <u>7,500円</u> (3)～(6) 略 2 略

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第24号

市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

和歌山県教育委員会委員長 今 西 宏 行

市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和51年和歌山県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(義務教育等教員特別手当の月額) 第2条 次条第2号に定める校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(定年前再任用短時間勤務職員(条例第11条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)にあってはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年	(義務教育等教員特別手当の月額) 第2条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(定年前再任用短時間勤務職員(条例第11条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)にあってはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号。以下この項において

和歌山県条例第6号。以下この項において「勤務時間条例」という。) 第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)。以下この項において「育児休業法」という。) 第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。) とする。

(1) 条例第21条の2第1項に規定する職員で小学校、中学校等教育職員給料表の適用を受けるものその者の属する職務の級及びその者の受ける号給(その者が定年前再任用短時間勤務職員であるときはその者の属する職務の級とする。以下同じ。)に対応する別表第1に掲げる額

(2) 条例第21条の2第1項に規定する職員で高等学校等教育職員給料表の適用を受けるもの(次号に掲げる職員を除く。)その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額

(3)・(4) 略

2 前項の規定は、次条第1号に定める校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額について準用する。この場合において、前項各号列記以外の部分中「する。)」とあるのは、「する。)」に3,000円(教育委員会が定める場合にあっては、3,000円を超えない範囲内において教育委員会が定める額)を加算した額とする。

(条例第21条の2第1項の教育委員会規則で定める校務の種類)

第3条 条例第21条の2第1項の教育委員会規則で定める校務の種類は、次のとおりとする。

(1) 学級(小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の学級に限り、特別支援学級を除く。)を担任する業務
(2) 前号に定めるもの以外の校務

第4条・第5条 略

附 則

(条例附則第11項の規定の適用を受ける職員の支給額)

2 条例附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

「勤務時間条例」という。) 第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)。以下この項において「育児休業法」という。) 第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員(以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。)にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員(以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。)にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員(以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。)とする。

(1) 条例第21条の2第1項に規定する職員で小学校、中学校等教育職員給料表の適用を受けるもの又は育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員小学校、中学校等教育職員給料表の適用を受けるものその者の属する職務の級及びその者の受ける号給(その者が定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員であるときはその者の属する職務の級とする。以下同じ。)に対応する別表第1に掲げる額

(2) 条例第21条の2第1項に規定する職員で高等学校等教育職員給料表の適用を受けるもの又は育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(2)の適用を受けるもの(次号に掲げる職員を除く。)その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額

(3)・(4) 略

第3条・第4条 略

附 則

(条例附則第11項の規定の適用を受ける職員の支給額)

2 条例附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

別表第1定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員以外の職員の項中「及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」を削り、同表育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の項を削り、同表備考を削る。

別表第2定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員以外の職員の項中「及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」を削り、同表育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の項を削り、同表備考を削る。

第2条 市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

小学校、中学校等教育職員給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	特2級	3級	4級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1号給から4号給まで	円 1,300	円 1,400	円 2,800	円 3,400	円 5,100
	5号給から8号給まで	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	9号給から12号給まで	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	13号給から16号給まで	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	17号給から20号給まで	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	21号給から24号給まで	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	25号給から28号給まで	1,800	2,000	3,700	4,100	
	29号給から32号給まで	1,900	2,100	3,800	4,100	
	33号給から36号給まで	1,900	2,200	3,900	4,200	
	37号給から40号給まで	2,000	2,300	4,000	4,400	
	41号給から44号給まで	2,200	2,400	4,000	4,400	
	45号給から48号給まで	2,200	2,600	4,100	4,600	
	49号給から52号給まで	2,300	2,600	4,200	4,700	
	53号給から56号給まで	2,400	2,800	4,400	4,700	
	57号給から60号給まで	2,400	3,000	4,400	4,800	
	61号給から64号給まで	2,500	3,200	4,500	4,900	
	65号給から68号給まで	2,600	3,300	4,700	5,000	
	69号給から72号給まで	2,600	3,400	4,700	5,100	
	73号給から76号給まで	2,700	3,500	4,700	5,100	
	77号給から80号給まで	2,800	3,700	4,700	5,200	
	81号給から84号給まで	2,800	3,800	4,800	5,200	
	85号給から88号給まで	2,800	3,800	5,000		
	89号給から92号給まで	2,900	3,900	5,000		
	93号給から96号給まで	3,000	4,000	5,000		
	97号給から100号給まで	3,100	4,100	5,100		

和歌山県報 号外 (3)

令和7年12月26日(金曜日)

101号給から104号給まで	3,100	4,200	5,100			
105号給から108号給まで	3,200	4,300	5,100			
109号給から112号給まで	3,200	4,400				
113号給から116号給まで	3,200	4,400				
117号給から120号給まで	3,300	4,500				
121号給から124号給まで	3,300	4,600				
125号給から128号給まで	3,300	4,700				
129号給から132号給まで		4,700				
133号給から136号給まで		4,700				
137号給から140号給まで		4,700				
141号給から144号給まで		4,700				
145号給から148号給まで		4,800				
149号給から152号給まで		4,900				
153号給から156号給まで		4,900				
157号給		4,900				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

別表第2(第2条関係)

高等学校等教育職員給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		円 1,300	円 1,700	円 2,800	円 4,000	円 5,100
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1号給から 4号給まで	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
	5号給から 8号給まで	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
	9号給から 12号給まで	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
	13号給から 16号給まで	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
	17号給から 20号給まで	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
	21号給から 24号給まで	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
	25号給から 28号給まで	1,800	2,300	3,700	4,600	
	29号給から 32号給まで	1,900	2,400	3,800	4,700	
	33号給から 36号給まで	1,900	2,600	3,900	4,700	
	37号給から 40号給まで	2,000	2,600	4,000	4,800	
	41号給から 44号給まで	2,200	2,800	4,000	4,900	
	45号給から 48号給まで	2,200	3,000	4,100	5,000	
	49号給から 52号給まで	2,300	3,200	4,200	5,100	
	53号給から 56号給まで	2,400	3,300	4,400	5,100	

57号給から 60号給まで	2,400	3,400	4,400	5,200		
61号給から 64号給まで	2,500	3,500	4,500	5,200		
65号給から 68号給まで	2,600	3,700	4,700			
69号給から 72号給まで	2,600	3,800	4,700			
73号給から 76号給まで	2,700	3,800	4,700			
77号給から 80号給まで	2,800	3,900	4,700			
81号給から 84号給まで	2,800	4,000	4,800			
85号給から 88号給まで	2,800	4,100	5,000			
89号給から 92号給まで	2,900	4,200	5,000			
93号給から 96号給まで	3,000	4,300	5,000			
97号給から 100号給まで	3,100	4,400	5,100			
101号給から 104号給まで	3,100	4,400	5,100			
105号給から 108号給まで	3,200	4,500	5,100			
109号給から 112号給まで	3,200	4,600				
113号給から 116号給まで	3,200	4,700				
117号給から 120号給まで	3,300	4,700				
121号給から 124号給まで	3,300	4,700				
125号給から 128号給まで	3,300	4,700				
129号給から 132号給まで	3,400	4,700				
133号給から 136号給まで	3,400	4,800				
137号給から 140号給まで	3,400	4,900				
141号給から 144号給まで	3,500	4,900				
145号給から 148号給まで	3,500	4,900				
149号給から 152号給まで	3,500					
153号給	3,500					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第1条中第2条第1項の改正規定（「義務教育等教員特別手当」を「次条第2号に定める校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当」に改める部分を除く。）並びに別表第1及び別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第25号

市町村立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

和歌山県教育委員会教育長 今 西 宏 行

市町村立学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の住居手当に関する規則(昭和50年和歌山県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 条例第16条の4第1項第1号の教育委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員の扶養親族たる者(職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。以下この号において同じ。)で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び条例第16条第2項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。)が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに教育委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p>	<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 条例第16条の4第1項第1号の教育委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員の扶養親族たる者(条例第16条に規定する扶養親族で、市町村立学校職員の給与に関する規則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号)第7条第2項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。)が所有する住宅及び職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。以下この号において同じ。)、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに教育委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p>
<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第4条 条例第16条の4第1項第2号の教育委員会規則で定める職員は、市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則(平成2年和歌山県教育委員会規則第2号。以下「単身赴任手当規則」という。)第5条第2項に該当する職員で、単身赴任手当規則第5条第2項第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(新たに給料表の適用を受ける職員となった者にあっては、当該適用)の直前の住居であった住宅(職員の居住の用に供するための職員住宅並びに前条に規定する職員住宅及び住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして教育委員会の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>	<p>(権衡職員の範囲)</p> <p>第4条 条例第16条の4第1項第2号の教育委員会規則で定める職員は、市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則(平成2年和歌山県教育委員会規則第2号。以下「単身赴任手当規則」という。)第5条第3項に該当する職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員を除く。)で、単身赴任手当規則第5条第3項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(国家公務員、職員以外の地方公務員又はこれらに準ずる者として教育委員会規則で定める者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあっては、当該適用)の直前の住居であった住宅(職員の居住の用に供するための職員住宅並びに前条に規定する職員住宅及び住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして教育委員会の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。</p>
<p>(届出)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実態を認定することができる場合として教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。</p>	<p>(届出)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p>
<p>(確認及び決定)</p> <p>第6条 教育委員会は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第16条の4第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第3項に規定する場合においても、同様とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(確認及び決定)</p> <p>第6条 教育委員会は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第16条の4第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>2 略</p>

(支給の始期及び終期)
 第8条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第16条の4第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日(教育委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で教育委員会が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第5条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 略

(支給の始期及び終期)
 第8条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第16条の4第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第5条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第26号

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月26日

和歌山県教育委員会教育長 今 西 宏 行

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則(平成24年和歌山県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
(へき地学校等) 第12条 略	(へき地学校等及びへき地学校等に準ずる特別の地域に所在する学校) 第12条 略 2 教育職員給与条例第16条の4第2項及び市町村立学校職員給与条例第18条の4第2項の教育委員会規則で指定するへき地学校等に準ずる特別の地域に所在する学校は、別表第5に定めるところとする。				
	別表第5(第12条関係) へき地学校等に準ずる特別の地域に所在する学校				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所属郡市</th><th>学校名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日高郡</td><td>三百瀬小学校</td></tr> </tbody> </table>	所属郡市	学校名	日高郡	三百瀬小学校
所属郡市	学校名				
日高郡	三百瀬小学校				

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。